

公告第19号

請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築）の制限付き一般競争入札公告
について

請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築）を制限付き一般競争入札により実施するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び浪江町財務規則第112条第1項の規定により公告する。

平成29年12月5日

浪江町長 馬場



第1 入札に付する事項

1	入札番号	17-017-003-120
2	入札件名	請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築）
3	履行場所	浪江町大字請戸字中島 地内
4	概要	荷捌き・管理事務所棟 鉄筋コンクリート造 3階建 建築面積 1971.48㎡ 延床面積 2516.66㎡ 貯氷・冷凍庫棟 鉄筋コンクリート造 平屋建て 建築面積 409.73㎡ 延床面積 311.81㎡ 取水ポンプ棟 鉄筋コンクリート造 平屋建て 建築面積 24.75㎡ 延床面積 24.75㎡
5	議会の要否	要
6	工期	議会の議決を得た日から平成31年3月22日まで
7	入札案件の仕様等	別紙仕様書のとおりとする。
8	入札書比較価格 (税抜予定価格)	落札決定した後に公表する。 なお、不調の際は非公表とする。

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体とし、公告日から入札日まで以下に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

1	特定建設工事共同企業体の資格要件		
	<p>(1) 特定建設工事共同企業体は、代表者となる構成員、その他の構成員1者の合計2者で構成する。</p> <p>(2) その他の構成員の出資比率は30%以上とする。</p> <p>(3) 構成方法は、自主結成であること。</p> <p>(4) 代表となる構成員の出資比率は構成員中最大であること。</p>		
2	構成員共通の資格要件		
	<p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。</p> <p>(2) 平成29・30年度浪江町工事等請負有資格業者名簿(建築工事)に登録されていること。</p> <p>(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定する経営事項審査を受けていること。</p> <p>(4) 浪江町において指名停止の期間中でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。</p> <p>(7) 警察当局から、暴力団、暴力団員が実質的経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして当該状態が継続している者でないこと。</p>		
3	代表である構成員の参加資格要件		
	登録業種及び総合評点等	所在地区分	浪江町内に本店を有する者。
		総合評点	建設業法第27条の23の規定による直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評点値(P)が870点以上であること。
		建設業許可	特定建設業許可
	施工実績	平成19年4月1日以降に、公共又は民間発注のRC又はSRC造で、かつ、延床面積200㎡以上の建築物の新築工事又は改修工事を元請負人(特定共同企業体の場合は代表構成員)として完成した実績がある者。	
配置技術者の要件	一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者の資格を有する者を専任で配置できる者。		

	現場代理人の要件	RC又はSRC造の建築物の新築工事又は改修工事において、現場代理人、監理技術者又は主任技術者として実務経験のある者を配置できる者。	
4	その他構成員の参加資格者要件		
	登録業種及び総合評点等	所在地区分	浪江町内に本店、支店又は営業所を有する者。
		総合評点	建設業法第27条の23の規定による直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評点値(P)が869点以下かつ640点以上であること。
		建設業許可	特定建設業許可又は一般建設業許可
	施工実績	平成19年4月1日以降に、公共又は民間発注の建築物の新築工事又は改修工事を元請負人として完成した実績がある者。	
配置技術者の要件	建築工事を施工し得る国家資格を有する者を専任で配置できる者。		

第3 入札参加申請に必要な書類等の配布

浪江町ホームページからダウンロードすること。

第4 入札参加資格等の確認

(1) 提出書類

入札参加希望者は、入札参加資格を有することを証するため、(4)で定める書類を1部提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、受付期間中に申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(2) 受付期間

公告した日から平成29年12月15日(金)

午前8時30分から午後5時まで(ただし土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

(3) 提出先

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

浪江町役場 企画財政課 財政管財係 入札担当

電話：0240-34-0237 FAX：0240-34-4593

(4) 申請書の様式等

- ① 入札参加申込書(様式1)
- ② 一般競争入札参加資格確認申請書(様式2)
- ③ 特定建設工事共同企業体協定書(様式3)
- ④ 委任状(様式5)
- ⑤ 有効期限内で最新の経営事項審査結果通知書の写し
(申請書類の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のもの)

- ⑥ 建設業許可証明（通知）書の写し
- ⑦ 企業の施工実績確認表（様式6）
- ⑧ 配置予定技術者の施工実績確認表（様式7）
- ⑨ 配置技術者に係る同種工事の施工実績を証明する書類の写し
（例 竣工時工事カルテ受領書、請負契約書、設計図書（仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所）及び共同企業体協定書又は発注者発行の工事施工証明書等）
- ⑩ 配置予定技術者の実務経験経歴書（様式8）
- ⑪ 配置予定技術者の保有資格を証明する書類の写（代表者の技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証並びにその他資格者証第2位の構成員の技術者については資格者証等）
- ⑫ 配置予定技術者の雇用関係を証明する書類の写（健康保険証又は市町村民税特別徴収税額通知書等の公告日の前日から起算して3か月以上の直接的な雇用関係を証明する書類）
- ⑬ 使用印鑑届（様式9）
- ⑭ その他指示された書類
- ⑮ 暴力団等排除に係る特約条項の規定に該当し契約を解除した場合、契約金額の10分の1を違約金として徴収するものとする。

(5) 申請書類提出の際の注意事項

企業の施工実績は3件まで、配置予定技術者は3者まで申請可能とするが、施工実績、保有資格及び雇用関係を証明する書類の写は、それぞれ必要件数又は必要人数分とする。

また、申請書及び資料の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。なお、提出された資料は、提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。

(6) 提出方法

持参すること。FAX、電子メール及び郵便での受付はしない。

(7) 一般競争入札参加資格認定通知書の送付

入札参加資格の有無については、平成29年12月22日（金）までにFAXにより通知し、書面は郵送する。

第5 現場説明会・設計図書等の閲覧・質問等

(1) 現場説明会

行わない。

(2) 設計図書等の閲覧

平成29年12月5日（火）～平成30年1月16日（火）

※設計図書等の閲覧は町ホームページのみとする。

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

① 質問書の提出期限

平成30年1月5日（金）午後5時まで

②受付方法

町指定の質問書により、直接持参、またはFAXによること。なお、FAXは送信後に必ず確認のため電話連絡すること。

③質問書の提出先

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2
浪江町役場 企画財政課 財政管財係 入札担当
電話：0240-34-0237 FAX：0240-34-4593

④質問に対する回答

平成30年1月12日（金）午後5時までに回答し、その間は随時更新掲載する。

⑤回答書閲覧方法

浪江町ホームページに掲載する。

第6 入札等に関する事項

(1) 入札執行の日時及び場所

日 時 平成30年1月17日（水）午後2時から

場 所 〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2
浪江町役場3階 301会議室

(2) 入札の方法

①入札の場所において直接入札を行う。（郵便、電送による入札は認めない。）

②入札時に必要な書類

ア 委任状（代理人が入札する場合）

イ 入札書

ウ 工事費内訳書（浪江町指定様式）

※別紙、「入札説明書」及び「工事費内訳書を作成する際の留意点」
で必ず確認すること。

③落札決定に当たっては、入札書等に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書等に記載すること。

④提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

⑤入札書は、指定する日時及び場所に直接提出すること。

⑥工事費内訳書は返却しない。

(3) 入札執行回数

回数を定めない。

(4) 再入札

予定価格（入札書比較価格）の制限範囲内に達する入札がないときは、入札最低価格者及び入札者名を発表した上で、直ちに再入札を行う。

再入札の意思のある者は、再入札を考慮し、再入札書（押印済のもの）を複数準備すること。

その発表により再入札に参加しない場合は、辞退を申し出て会場から退出すること。

ただし、第1回目の入札において、工事費内訳書の提出がない等により無効な入札となった場合は、第2回目以降の再入札に参加できない。

(5) 落札者の決定方法

① 予定価格（入札書比較価格）の制限範囲内で最低の入札をした者を落札者とする。

② 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、第1回目の入札において、工事費内訳書の提出がない等により無効な入札となった場合は、くじ引きに参加できない。

③ 入札者がいない、又は入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格で入札した者から見積書の提出を求め、随意契約に移行することができる。

第7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加希望者は、入札金の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、浪江町財務規則第115条第1項各号に該当する場合には、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

規則に定める契約保証金は請負代金額の10分の1以上とする。

ただし、金融機関、又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 前払金

約款第34条第1項に定める前払金は、工事請負代金の10分の4以内とする。

(4) 部分払

約款で定める部分払いは工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5を超えた場合に限る。なお、部分払いの回数は約款で定めるところによる。

第8 入札の無効

- (1) 本公告に定める入札参加資格のない者がした入札。
- (2) 申請書及び資料等に虚偽の記載をした者がした入札。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると認められた者及び同条第2項による入札参加制限を受けた者。
- (4) その他、入札条件又は町において指定した事項に違反した入札。

第9 契約事項

- (1) 契約書作成の要否

要

- (2) 契約の締結

①契約については、浪江町財務規則及び浪江町工事請負契約約款に基づき締結する。

②本工事に係る契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浪江町条例第18号）第2条の規定により議会の議決を必要とする場合は、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

ただし、可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において乙（受注者）がこのことにより損害が生じた場合においても、甲（発注者）は一切その賠償の責めに応じないものとする。

第10 その他

本入札については、上記に定めるもののほか、別紙「入札説明書」を確認すること。

(様式1)

入札参加申込書

申込日 平成 年 月 日

浪江町長 馬場 有 様

下記の工事案件について、誓約事項を承知し、入札に参加したいので申し込みます。

入札申込者（共同企業体の場合は、その代表者）

共同企業体名称 (単体企業の場合、 記入不要)			
所在地			
商号又は名称			
代表者職氏名			
電話番号		FAX番号	

工事案件

入札番号	
入札件名	
履行場所	

誓約事項

当該工事に配置する現場代理人は、他の現場を兼務することはありません。
当該工事に配置する主任技術者又は監理技術者は建設業法及び仕様書等に定める要件を満たす者です。

(様式2)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

浪江町長 馬場 有 様

共同企業体名称

構 成 員 所 在 地
(代表者) 商号又は名称
代表者職氏名

印

構 成 員 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、共同企業体協定書を添えて入札参加資格審査書類を提出します。

記

1 工事の名称等

入札番号
入札件名
履行場所

2 確認申請書類

- (1) 入札参加申込書(様式1)
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式2) ※本書
- (3) 特定建設工事共同企業体協定書(様式3)
- (4) 委任状(様式5)
- (5) 有効期限内で最新の経営事項審査結果通知書の写
(申請書類の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のもの)
- (6) 建設業許可証明書(通知)書の写
- (7) 企業の施工実績確認表(様式6)
- (8) 配置予定技術者の施工実績確認表(様式7)
- (9) 配置技術者に係る同種工事の施工実績を証明する書類の写(例 竣工時工事カルテ受領書、請負契約書、設計図書(仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所)及び共同企業体協定書又は発注者発行の工事施工証明書等)
- (10) 配置予定技術者の実務経験経歴書(様式8)
- (11) 配置予定技術者の保有資格を証明する書類の写(代表者の技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証並びにその他資格者証、第2位の構成員の技術者については資格者証等)
- (12) 配置予定技術者の雇用関係を証明する書類の写(健康保険証又は市町村民税特別徴収税額通知書等の公告日の前日から起算して3か月以上の直接的な雇用関係を証明する書類)
- (13) 使用印鑑届(様式9)
- (14) その他指示された書類

注) (5) (6) (7) (10) (11) (12) は代表者及び構成員それぞれが提出すること。

(様式3)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 浪江町発注に係る_____工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負。

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当建設工事共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、平成____年____月____日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当共同企業体は、建設工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称_____

所在地

商号又は名称_____

(代表者の名称)

第6条 当共同企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同企業体の代表者は、建設工事の施工に関して、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称_____

_____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は、_____銀行とし、当共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当共同企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当共同企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認

により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当共同企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____他_____者は、上記のとおり_____特定
建設工事共同企業体を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が
記名捺印し、2通は各自所持し、1通は浪江町長へ提出するものとする。

平成 年 月 日

構成員 所 在 地

(代表者) 商号又は名称

代表者職氏名

印

構成員 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(様式5)

(JV構成員→JV代表者)

委任状

浪江町長 馬場 有 様

- (1) 入札番号 第 - - - 号
- (2) 入札件名
- (3) 履行場所

私は、上記の入札について、下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

- 1. 共同企業体結成に係る一切の件
- 2. 入札及び見積に関する件
- 3. 契約締結に関する件
- 4. 工事の施工に関する件
- 5. 請負代金（前払金及び部分払金を含む）の請求及び受領に関する件
- 6. 各種保証金の納入並びに還付金請求及び受領に関する件
- 7. 復代理人選任の件
- 8. その他契約履行に関する一切の件

委任状の有効期間 自 平成 年 月 日
至 工事請負契約履行後3ヶ月を経過するまで

平成 年 月 日

〈委任者〉（ 特定建設工事共同企業体 構成員）
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

〈受任者〉（ 特定建設工事共同企業体 代表者）
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

(様式6)

企業の施工実績確認表

共同企業体名称：

商号又は名称：

代表者職氏名：

会社名			
工事名称等	工事名称		
	発注者名		
	工事場所		
	請負代金額	円 (税込)	
	施工期間	自	
		至	
受注形態等	(共同企業体出資比率 %)		
工事の概要	建物名称		
	建物用途		
	構造・階数		
	延床面積	総面積 m^2 (うち要件該当部分) m^2	

- 平成19年4月1日以降に完成したものを記載すること。
なお、施工実績が複数ある場合は、1件ごとに作成し3件まで審査申請を行うことができる。
- 上記の内容すべてを確認できる書類の写を添付すること。
例) 竣工時工事カルテ受領書、請負契約書、設計図書(仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所)及び共同企業体協定書又は発注者発行の工事施工証明書等

(様式7)

配置予定技術者の施工実績確認表

共同企業体名称：

商号又は名称：

代表者職氏名：

配置予定技術者氏名			
工事名称等	工事名称		
	発注者名		
	工事場所		
	請負代金額	円 (税込)	
	施工期間	自	
		至	
受注形態等	(共同企業体出資比率 %)		
工事の概要	建物名称		
	建物用途		
	構造・階数		
	延床面積	総面積 m^2 (うち要件該当部分) m^2	
配置	従事役割		

- 平成19年4月1日以降に完成したものを記載すること。
なお、施工実績が複数ある場合は、1件ごとに作成し3件まで審査申請を行うことができる。
- 上記の内容すべてを確認できる書類の写を添付すること。
例) 竣工時工事カルテ受領書、請負契約書、設計図書(仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所)及び共同企業体協定書又は発注者発行の工事施工証明書等

(様式9)

使用印鑑届

使用印

※鮮明に押すこと

上記印鑑は下記の工事に係る入札の参加、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいため届け出ます。

入札番号 第 — — — 号

入札件名

履行場所

平成 年 月 日

共同企業体名称 _____

〈代表構成員〉所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

入札説明書

請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築）に係る平成29年12月5日付け公告第19号に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 入札番号 17-017-003-120
2. 入札件名 請戸漁港水産業共同利用施設整備工事（建築）
3. 履行場所 浪江町大字請戸字中島 地内
4. 履行期間 議会の議決を得た日から平成31年3月22日まで
5. 仕様等 別紙、仕様書のとおりとする。

6. 入札参加資格

入札に参加する者は、入札公告期日において次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、本件入札に参加する必要な資格の確認を受けた者であること。ただし、入札参加有資格者が入札日（開札日）までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは入札に参加することはできない。

（1）特定建設工事共同企業体の資格要件

- ① 特定建設工事共同企業体は、代表者となる構成員、その他の構成員1者の合計2者で構成する。
- ② その他の構成員の出資比率は30%以上とする。
- ③ 構成方法は、自主結成であること。
- ④ 代表となる構成員の出資比率は構成員中最大であること。

（2）構成員共通の資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 平成29・30年度浪江町工事等請負有資格業者名簿（建築工事）に登録されていること。
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。
- ④ 本件入札に係る公告の日から入札の日までの間に、浪江町の入札参加資格の制限又は指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。
- ⑦ 警察当局から、暴力団、暴力団員が実質的経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの

として当該状態が継続している者でないこと。

- ⑧ 本工事について、直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、かつ入札執行日において、3箇月以上の雇用関係のある選任の主任技術者又は監理技術者を配置できる者であること。
- ⑩ 次のいづれかに該当する者でないこと。
 - ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者。
 - イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者。
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供与し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団と社会的に非難されるような関係を有している者。
 - エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用している者。

(3) 代表である構成員の参加資格要件

- ① 浪江町内に本店を有すること。
- ② 建設業法27条の23の規定による直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評点値(P)が870点以上であること。
- ③ 特定建設業の許可を有していること。
- ④ 平成19年4月1日以降に、公共又は民間発注のRC又はSRC造で、かつ、延床面積200㎡以上の建築物の新築工事又は改修工事を元請負人（特定共同企業体の場合は代表構成員）として完成した実績がある者。
- ⑤ 配置技術者は、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者の資格を有する者を専任で配置できる者であること。
- ⑥ 現場代理人は、RC又はSRC造の建築物の新築工事又は改修工事において、現場代理人、監理技術者又は主任技術者として実務経験のある者を配置できる者であること。

(4) その他構成員の参加資格者要件

- ① 浪江町内に本店、支店又は営業所を有する者。
- ② 建設業法27条の23の規定による直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評点値(P)が869点以下かつ640点以上であること。
- ③ 特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
- ④ 平成19年4月1日以降に、公共又は民間発注の建築物の新築工事又は改修工事を元請負人として完成した実績がある者。
- ⑤ 配置技術者は、建築工事を施工し得る国家資格を有する者を専任で配置できる者であること。

7. 入札参加資格等の確認

- (1) 入札参加希望者は、6. に掲げる入札参加資格を有することを証するための各種書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、受付期間中に申請書類及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(2) 提出書類

- ア 入札参加申込書（様式1）
- イ 一般競争入参加資格確認申請書（様式2）

- ウ 特定建設工事共同企業体協定書（様式3）
- エ 委任状（様式5）
- オ 有効期限内で最新の経営事項審査結果通知書の写し
（申請書類の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のもの）
- カ 建設業許可証明（通知）書の写し
- キ 企業の施行実績確認表（様式6）
- ク 配置予定技術者の施工実績確認表（様式7）
- ケ 配置技術者に係る同種工事の施工実績を証明する書類
例：竣工時工事カルテ受領書、請負契約書、設計図書（仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所）及び共同企業体協定書又は発注者発行の工事施工証明書等
- コ 配置予定技術者の実務経験経歴書（様式8）
- サ 配置予定技術者の保有資格を証明する書類の写し
（代表者の技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証並びにその他資格者証第2位の構成員の技術者については資格者証等）
- シ 配置予定技術者の雇用関係を証明する書類の写し
（健康保険証又は市町村民税特別徴収税額通知書等、公告前日から起算して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類）
- ス 使用印鑑届（様式9）
- セ 暴力団等排除に係る特約条項の規定に該当し契約を解除した場合、契約金額の10分の1を違約金として徴収するものとする。

(3) 提出書類における注意事項

企業の施工実績は3件まで、配置予定技術者は3者まで申請可能とするが、施工実績、保有資格及び雇用関係を証明する書類の写しは、それぞれ必要件数又は必要人数分とする。

また、申請書及び資料の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。なお、提出された資料は、提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。

(4) 受付期間

公告した日から平成29年12月15日（金）

午前8時30分から午後5時00分まで（ただし土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

(5) 提出先

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

浪江町役場 企画財政課 財政管財係 入札担当

電話 0240-34-0237 FAX 0240-34-4593

(6) 提出方法

持参すること。FAX、電子メール及び郵便での受付は不可。

(7) 提出部数

各1部

(8) 一般競争入札参加資格認定通知書の送付

平成29年12月22日（金）

※FAXにより通知し、書面は郵送する。

8. 入札の条件等

(1) 入札保証金

入札参加希望者は、入札金の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
ただし、浪江町財務規則第115条第1項各号に該当する場合には、
入札保証金の全部または一部の納付を免除する。

9. 入札の方法等

(1) 入札日時及び場所

本件入札は、平成30年1月17日（水） 午後2時00分から

（浪江町役場 3階301会議室）にて行う。

※受付時間は、午後1時15分 から 午後1時55分 までとする。

（受付時間を過ぎての受付には一切応じられないため、時間内に必ず受付を済ませること。

なお、時間内に受付を済ませていない場合は失格となるため注意すること。）

(2) 入札時に必要な書類等

① 委任状（代理人が入札される場合）

② 入札書

③ 工事費内訳書 ※浪江町指定様式に金額記載のうえ、入札書、工事費内訳書の順に揃え、
左肩をホチキス止めの上、提出すること。（封筒不要）

(3) 入札の方法

①入札参加者は、浪江町工事請負契約約款、金抜き設計書、仕様書、契約の方法及び現場
等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければな
らない。この場合において、入札説明書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求め
ることができる。ただし、入札書の提出後は、これらの不明を理由として異議を申し立て
ることはできない。

②9. 入札の方法等（2）に掲げる書類等を当日持参すること。郵便、電報、電送その
他の方法による入札は受け付けない。

③入札参加者は、入札受付の際、代表者・代理人に限らず、本人であることが確認できるもの
（運転免許証、保険証又は社員証）を提示すること。また、入札の際、受付時間内に受付
完了のうえ所定の場所に着席していない場合は失格とし、入札に参加できないので注意
すること。

④代理人が出席する場合は受付にて委任状を提出し、入札書に代理人氏名を記入し押印
すること。

⑤入札参加者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

⑥入札書及び委任状は、浪江町長 馬場 有 宛とする。

⑦入札会場へは、1共同企業体につき1名のみ入場とする。

⑧入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反し
た入札並びに金額の訂正した入札は無効とし、一度入札した入札書の訂正、引換え又
は撤回は認めない。

⑨入札参加者は、入札書及び工事費内訳書に必要事項を記載し、記名・押印のうえ、入札執行
者の指示に従って入札書及び工事費内訳書を提出すること。

(4) 入札の辞退

- ①入札を希望しない場合（都合により辞退する場合）は、参加しないことができる。
- ②入札参加者が、一旦入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。

(5) 入札額の記入

入札書に記載する入札金額は、消費税にかかる課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/108（消費税抜き）に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載された金額の100/108に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額でもって申し込みがあったものとする。

(6) 工事費内訳書の記入・留意点

別紙「工事費内訳書を作成する際の留意点」で確認すること。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- イ 指定の日時までに入札書及び工事費内訳書が提示されないとき
- ウ 委任状・入札書・工事費内訳書への記名押印を欠くとき
- エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- オ 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札を行ったとき
- カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
- ク 代理人が委任状を持参しないとき
- ケ 工事費内訳書の提出のないとき
- コ 工事費内訳書が浪江町指定様式でないとき
- サ 入札書と工事費内訳書の金額が一致しないとき
- シ 工事費内訳書において、指定した項目を削除したとき
- ス 工事費内訳書において、指定した項目に空欄があるとき
- セ 工事費内訳書において、一括値引きの項目が計上されているとき
- ソ 金額の記入漏れ、計算誤りなど工事費内訳書が入札金額の根拠資料として不適切な場合
- タ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

(8) 入札執行回数

入札執行回数は回数を定めない。

(9) 再入札

予定価格（入札書比較価格）の制限範囲内に達する入札がないときは、入札最低価格及び入札者名を公表した上で、直ちに再入札を行う。

再入札の意思のある者は、再入札の際を考慮し、再入札書 （押印済のもの） を複数準備すること。

その発表により再入札に参加しない場合は、辞退を申し出て会場から退出すること。

ただし、第1回目の入札において、工事費内訳書の提出がない等により無効な入札となった場合は、第2回目以降の再入札に参加できない。

(10) 落札者

① 予定価格（入札書比較価格）の制限範囲内で最低の入札をした者を落札者とする。

② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合、地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじ引きにより落札者を決定する。

ただし、第1回目の入札において、工事費内訳書の提出がない等により無効な入札となった場合は、くじ引きに参加できない。

③ 入札者がいないとき、又は入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、最低価格で入札した者から見積書の提出を求め、随意契約に移行することができる。

10. 契約の方法等

(1) 契約保証金

規則に定める契約保証金は請負代金の10分の1以上の額とする。

契約保証金の納付は、工事請負約款第4条の規程による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。又は、落札金額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。

ただし、契約締結後において、請負代金の変更により変更後の請負金額が500万円を越えたときは、この限りではない。

(2) 契約書等の作成等

① 規則第94条に基づき契約書を作成する。

② 契約の締結は、落札決定通知を受けてから速やかに行うこと。

③ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

④ 本工事に係る契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浪江町条例第18号）第2条の規定により議会の議決を必要とする場合は、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

ただし、可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において乙（受注者）がこのことにより損害が生じた場合においても、甲（発注者）は一切その賠償の責めに応じないものとする。

(3) 特約条項

規則により工事請負契約書を作成するものとし、特約事項として別記の条項を挿入する。

11. その他

(1) 工期（納期）

本件の工期（納期）は、平成31年3月22日限りとする。

(2) 監督員

本件の監督員は まちづくり整備課 建設係 森田敬真 とする。

(3) 建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(4) 日曜、祝日、休日は労働者を休業させるよう配慮すること。

(5) 本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者を定め甲に通知するときは、履歴書を添付して契約締結後5日以内に提出すること。

(6) 約款第29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは、善管処置を裏付ける書類を添付すること。

(7) 土木工事業、建設工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業にかかる工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。

(8) 質疑応答事項

質疑がある場合は、質問書（町指定様式）に記載し書面を持参またはFAXによること。

なお、FAXは送信後に必ず確認のため電話連絡すること。

- | | |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ①質疑書の提出期限 | 平成30年1月5日午後5時00分まで |
| ②質疑書の提出先 | 浪江町役場 企画財政課 財政管財係 入札担当
電話 0240-34-0237 FAX 0240-34-4593
浪江町大字幾世橋字六反田7-2 |
| ③質疑の回答 | 平成30年1月12日午後5時00分まで回答する。 |

【 別 記 】

特記事項 1 (500万円未満の場合)

第1条 請負者(以下「乙」という。)は、約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第2条 乙は、約款第4条1項に規定する契約の保証を付することを要しない。

特記事項 2 (500万円以上の場合)

第1条 請負者(以下「乙」という。)は、約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第2条 約款第34条第1項に定める前払い金は、工事請負代金の4/10以下とする。

第3条 約款第37条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、部分払いの回数は甲乙協議して定めることとする。

第4条 この契約は、この契約の締結に関し、浪江町町議会において可決された場合に本契約として成立するものとし、可決されなかった場合又は否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合においては、乙にこのことにより障害を生じた場合においても、甲は、一切その賠償の責めに応じないものとする。

※ 特約条項2は以下のとおりの取り扱いとする。

500万円以上1,000万円未満は第1条まで

1,000万円以上2,000万円未満は第2条まで

2,000万円以上予定価格5,000万円未満は第3条まで

予定価格5,000万円以上は第4条まで 以上

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。
また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

4 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。